

付録4 災害発生時に厚生労働省が発出した
医薬品等の取扱いに係る事務連絡

付録4

日付、種別	事務連絡表題、要旨
①2011/3/12 総務課	平成23年東北地方太平洋沖地震における処方箋医薬品の取扱いについて（医療機関及び薬局への周知依頼） 薬事法第49条第1項の規定における「正当な理由」の内容を示したものの。 具体的には、被災地の患者に対して、医師等の受診が困難な場合や医師等からの処方箋の交付が困難な場合であっても、必要な処方箋医薬品を販売又は授与できると示した。 ＜参考＞薬事法第49条第1項 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、医師、歯科医師又は獣医師から処方せんの交付を受けた者以外の者に対して、正当な理由なく、厚生労働大臣の指定する医薬品を販売し、又は授与してはならない。ただし、薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に販売し、又は授与するときは、この限りでない。
②2011/3/14 監麻課	平成23年東北地方太平洋沖地震における処方箋医薬品（医療用麻薬及び向精神薬）の取扱いについて（医療機関及び薬局への周知依頼） ①で示された内容を麻薬・向精神薬における取扱いを示したものの。 被災地の患者に対して、医師等の受診が困難な場合や医師等からの処方箋の交付が困難な場合は、症状等について医師等へ連絡し、施用の指示が確認できる場合には、必要な医療用麻薬または向精神薬を施用のために交付可能であると示した。
③2011/3/15 監麻課	平成23年東北地方太平洋沖地震における処方箋医薬品（医療用麻薬及び向精神薬）の取扱いについて（その2）（医療機関及び薬局への周知依頼） ②の内容を補完する内容を示したものの。 向精神病薬については、薬剤師（向精神薬小売業者）が事前に医師等から包括的な施用の指示（患者が持参する薬袋等により薬剤名及び用法用量が確認できる場合に必要最小限度で提供する等）を受けている場合には医師の指示の確認がとれなくても薬剤を患者に交付でき、事後に指示を受けた医師等に提供した薬剤名及び数量を報告すればよいとされた。
④2011/3/15 監麻課	平成23年東北地方太平洋沖地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて（卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼） 被災地域における医療用麻薬の供給を確保するために、麻薬卸売業者・麻薬小売業者・麻薬診療施設の開設者に係る県境を越えた麻薬譲渡手続きについて示されたもの。 県境を越えて麻薬の譲渡を行う場合は、電話連絡によって、地方厚生局麻薬取締部に譲渡しようとする麻薬の品名・数量等について報告しておき、譲渡後に麻薬譲渡許可書を取得することとした。
⑤2011/3/18 総務課 監麻課	東北地方太平洋沖地震における病院又は診療所の間での医薬品及び医療機器の融通について 被災地の病院等に対して他の病院等から医薬品・医療機器を融通することは薬事法違反とはならないと示したものの。
⑥2011/3/17 保険局医療課	平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う医薬品の長期処方での自費及び分割調剤の考慮について 被災地の患者に対する医薬品の供給を優先するため、被災地以外における長期処方での自費、分割調剤の考慮を保険医療機関及び保険薬局に依頼したものの。
⑦2016/4/19 監麻課	平成28年熊本県熊本地方の地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて（卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼） ④と同旨
⑧2016/4/20 監麻課	平成28年熊本県熊本地方の地震における医療用麻薬及び向精神薬の取扱いについて ③と同旨

※1 総務課は「医薬食品局総務課」、監麻課は「医薬・生活局監視指導・麻薬対策課（旧局名は医薬食品局）」の略称

※2 網掛け欄は事務連絡の表題を示し、その下欄は当該事務連絡の内容を要約したものの

※3 上表の事務連絡の詳細な内容は、当該事務連絡の原本を参照すること

※4 上表の事務連絡は、災害発生時の被災地域の状況を鑑みて発出されたものであり、今後発生する全ての災害で適用されるものではない

※5 薬事法は平成26年11月25日に改正され、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」と名称が変更された。